

ID: 308

担当部署: 上下水道部 管理課

処分の概要	料金、加入金、手数料等の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	十和田市給水条例 第35条第1項		
例規番号	平成17年条例第205号		
<p>【基準】</p> <p>第35条の規定による。 (料金、加入金、手数料等の軽減等)</p> <p>第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料等その他の費用を軽減又は免除若しくはその徴収を猶予することができる。</p> <p>2 管理者は、水道使用者等が第20条第1項の規定により、善良な管理者の注意をもって給水装置を管理するにもかかわらず漏水した場合には、その料金を認定によって軽減することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 317

担当部署: 上下水道部 管理課

処分の概要	使用料の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市下水道条例 第30条(第51条及び第69条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】</p> <p>第30条の規定による。 (使用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第30条 管理者は、公益上特別の理由があると認めたときは、公共下水道の使用料を減免し、又は徴収猶予することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 318

担当部署: 上下水道部 管理課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	十和田市下水道条例 第37条		
例規番号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】 第37条の規定による。 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 319

担当部署: 上下水道部 管理課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	十和田市下水道条例 第38条		
例規番号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】 第38条の規定による。 (負担金の減免等)</p> <p>第38条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(4) 公共下水道に係る都市計画下水道事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>(5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 320

担当部署: 上下水道部 管理課

処分の概要	特定環境保全公共下水道事業に係る分担金の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市下水道条例 第38条の6において準用する第37条		
例 規 番 号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】</p> <p>第38条の6及び準用する第37条の規定による。 (準用規定)</p> <p>第38条の6 第37条及び第38条の規定は、特定環境保全公共下水道事業に係る分担金について準用する。 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 321

担当部署: 上下水道部 管理課

処分の概要	特定環境保全公共下水道事業に係る分担金の減免		
例規名 根拠条項	十和田市下水道条例 第38条の6において準用する第38条		
例規番号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】 第38条の6及び準用する第38条の規定による。 (準用規定) 第38条の6 第37条及び第38条の規定は、特定環境保全公共下水道事業に係る分担金について準用する。 (負担金の減免等) 第38条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。 (1) 国又は地方公共団体が公用に供している土地に係る受益者 (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 (3) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 (4) 公共下水道に係る都市計画下水道事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 (5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 323

担当部署: 上下水道部 管理課

処分の概要	農業集落排水施設等事業に係る分担金の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	十和田市下水道条例 第48条		
例規番号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】</p> <p>第48条の規定による。 (分担金の減免又は徴収猶予)</p> <p>第48条 管理者は、公益上特別の理由があると認めたときは、分担金を減免し、又は徴収猶予することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

担当部署: 上下水道部 管理課

処分の概要	占用の許可		
例規名 根拠条項	十和田市下水道条例 第70条第1項		
例規番号	平成17年条例第207号		
<p>【基準】</p> <p>第70条の規定による。 (占用の許可等)</p> <p>第70条 公共下水道若しくは農業集落排水施設等の敷地又は排水施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道若しくは農業集落排水施設等の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について第39条又は第49条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>2 管理者は、前項の許可を受けた者(以下「占有者」という。)から、占有料を徴収する。</p> <p>3 前項の占有料の額及び徴収方法は、十和田市行政財産使用料徴収条例(平成17年十和田市条例第64号)の規定を適用する。</p> <p>4 第1項の規定による占用の許可の期間は、5年以内とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日